

総社市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第27号

総社市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

総社市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成17年総社市条例第158号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第19条及び第19条の2関係）				別表第1（第19条及び第19条の2関係）			
	種類	単位	手数料		種類	単位	手数料
1及び2 略				1及び2 略			
3	総社市一般廃棄物最終処分場及び新総社市一般廃棄物最終処分場に搬入された土砂等	1回の搬入量が50kgを超える場合、10kg又はその端数につき	40円	3	総社市一般廃棄物最終処分場に搬入された土砂等	10kg又はその端数につき（1回の搬入量が50kgまでを除く。）	20円
略				略			
4～8 略				4～8 略			

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。